

○70 歳～74 歳の方（令和 8 年 7 月 3 1 日まで）

	標準報酬の月額	高額療養費算定基準額	
		外来（個人ごと）	入院 （同一世帯の高齢受給者分の世帯合 算）
現役並み 所得者	83 万円以上	252,600 円＋（総医療費-842,000 円）×1% 〈多数回該当は 140,100 円〉	
	83 万円未満 53 万円以上	167,400 円＋（総医療費-558,000 円）×1% 〈多数回該当は 93,000 円〉	
	53 万円未満 28 万円以上	80,100 円＋（総医療費-267,000 円）×1% 〈多数回該当は 44,400 円〉	
一般所得者	28 万円未満	18,000 円 〈年間上限 144,000 円〉	57,600 円 〈多数回該当は 44,400 円〉
低所得者	Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ		15,000 円

※ 低所得者Ⅰは、市町村民税非課税世帯等の者や生活保護の適用を受けている者でかつ所得が一定基準に満たない者。

※ 低所得者Ⅱは、市町村民税非課税世帯等の者や生活保護の適用を受けている者。

※ 多数回該当とは、組合員等が療養を受けた場合において、その療養があった月以前の 12 か月以内に 3 回以上の高額療養費の支給を受けているときの 4 回目以降の高額療養費算定基準額を定額にする。

※ 年間上限とは、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの間の個人の外来の自己負担額（世帯合算による高額療養費支給後の額）を合算した額に対する上限額のことであり、この上限額を超える分を支給します。